

## 地域資源を活かした滞在型観光の推進について

昨年10月にインバウンドが本格再開されたことに続き、令和5年度からは新たな観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）がスタートした。基本計画で掲げられた「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに留意の上、地方においても観光立国の実現に向けて取り組みたい。

特に、コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが上昇し、豊かな自然環境を有する中部圏地域にとって観光需要を拡大する好機を迎えている。

一方で、国内スキー人口の減少や気候変動によってスキー場関連事業者は厳しい経営状況が続いており、インバウンド誘客の重要コンテンツであるスノーリゾートへの支援が必要となっている。

また、本格的に回復するインバウンドを含めた旅行客の地方への誘客や観光消費を促進することで地域経済を活性化させることが重要となっている。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 スノーリゾート形成支援について

- (1) 「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、国際競争力の強化に向けた取組は中長期で進める必要があることから、令和6年度以降も十分な予算を確保するとともに、数か年の工期を要する索道施設の改修等複数年にわたる支援を受けられるよう柔軟な制度とすること。
- (2) 近年多発しているバックカントリー事故を防止するため、自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成、雪崩情報の提供、多言語看板や安全機器の設置、スキーヤーへの情報発信等、安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。

(3) 安心・安全なスノーリゾートの形成に向けて、老朽化が進む索道施設の安全対策が急務な状況にあるため、索道施設の更新等への地方財政措置を充実させること。特に自治体所有のスキー場に対しては、公営企業債（観光その他事業債）の活用事業であっても交付税措置を行う等の支援を検討すること。

(4) 地域経済・雇用に大きく寄与するスキー場の経営安定化及びエネルギー価格の高騰による影響緩和のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和6年3月31日以降も継続すること。

2 回復するインバウンド需要による地方への誘客を図るため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること。

3 社会変革に伴う長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇の働きかけを行うこと。